

大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」
の改訂について

施策別 「現状と課題」・「これからの基本方向」・「目標指標」

(委員意見反映版)

赤字＋下線 : 委員意見を反映し変更した箇所
赤字 : 委員意見が含まれる箇所
赤下線 : 現行プランから変更した指標
~~見え消し線~~ : 削除した箇所・指標

安心

政 策	施 策	頁
1 子育ての喜びを実感できる 社会づくりの推進 ～子育て満足度日本一の実現～	① 次代を担う子どもを社会全体で支える環境の整備	1
	② きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	3
	③ 安心して子どもを産み育てられる保健・医療の充実	5
2 高齢者の元気づくりと新たな 支え合いづくり ～高齢者の安心と満足度の日本一に向けて～	① 高齢者の生きがいづくりの推進	7
	② 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	9
3 障がい者が地域で暮らし 働ける社会づくりの推進	① 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進	11
	② 障がい者の就労促進	13
4 医療の充実と健康づくり の推進	① 安心して質の高い医療サービスの充実	15
	② みんなで進める健康づくりの推進	17
5 恵まれた環境の未来への継承 ～ごみゼロおおいた作戦の推進～	① 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造	19
	② 循環を基調とする地域社会の構築	21
	③ 地球環境問題への取り組みの推進	23
	④ すべての主体が参加する地域社会の形成	25
6 安全・安心な暮らしの確立	① 犯罪に強い地域社会の形成	27
	② 安全で快適な交通社会の実現	29
	③ 食の安全・安心の確保	31
	④ 消費生活の安心や生活衛生の向上	33
	⑤ 食育を通じた人づくり・地域づくりの推進	35
7 人権を尊重し共に支える 社会づくりの推進	① 人権を尊重する社会づくりの推進	37
	② 男女共同参画社会の実現	39
8 地域の底力の向上 ～助け合い、支え合いによる豊かな 地域生活の実現～	① 地域で共に支え合うまちづくり	41
	② 小規模集落の維持・活性化	43
9 危機管理の強化	① 災害に強い県土づくりの推進	45
	② 感染症・伝染病対策の確立	47

活 力

政 策	施 策	頁
1 知恵を出し汗をかいて もうかる農林水産業の振興	① The・おおいたブランド確立に向けた商品づくり	49
	② 次代を担う力強い経営体づくり	51
	③ 効率的で持続性のある生産基盤・環境づくり	53
	④ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出	55
2 活力を創造する商工業等の振興	① ものづくり産業の振興	57
	② 企業立地の推進	59
	③ 医療・環境エネルギー産業の育成	61
	④ 中小企業支援体制の整備	63
	⑤ 商業・サービス業・物産の振興	65
	⑥ 景気・雇用対策と人材育成	67
3 ツーリズムの展開	① 観光と地域づくりを一体とするツーリズムの推進	69
4 海外戦略の推進	① アジアに開かれた飛躍する県づくり	71
	② 国際人材の育成	73
5 元気あふれる地域づくりの推進	① 地域の元気を創造する取組	75
	② 地域振興をすすめる人材の育成・確保	77

発 展

政 策	施 策	頁
1 教育の再生、未来を拓く人づくり と青少年の健全育成	① 子どもの挑戦や自己実現を支える学校教育の推進	79
	② いじめ・不登校対策の強化	81
	③ 県民総ぐるみによる教育の推進	83
	④ 地域に根ざした大学等高等教育の推進	85
	⑤ 生涯学習社会の形成と社会教育の推進	87
	⑥ 青少年の健全育成	89
2 芸術・文化の興隆とスポーツの 振興	① 県民文化の創造	91
	② 文化財・伝統文化の保存と活用	93
	③ 県民スポーツの振興	95
3 多様な県民活動の推進	① NPO(NPO法人・ボランティア団体・市民活動団体等) の育成	97
	② 「新しい形の公共」を担う多様な主体との協働の推進	99
4 交通ネットワークの充実と地域 交通対策の推進	① 広域交通網の整備推進	101
	② 地域生活交通システムの形成	103
5 情報通信基盤の整備とIT化の 推進	① 情報通信基盤の整備促進	105
	② 県民生活の情報化推進	107
6 分権時代への対応	① 分権確立に向けた行政体制の整備	109

①次代を担う子どもを社会全体で支える環境の整備

■ 現状と課題

- ・ 本県の合計特殊出生率[※]は平成18年以降3年連続で回復しましたが平成20年から3年連続で1.5台を維持していますが、引き続き全国と同様に低下傾向にあります。これまで少子化の主な原因とされていた晩婚化・未婚化に加え、近年では夫婦の持つ子ども数の減少（夫婦の出生力の低下）もみられ、現状のままでは少子化は一層進行すると予想されます。
- ・ 核家族化や都市化の進行により地域の繋がりが希薄化し、家庭や地域の子育て力が低下している中で、子育ての孤立感・不安感が増大しています。また、女性の就業率が上昇するなど、働き方の多様化が進んでいます。
- ・ 男性の家事・育児参加は、母親の育児不安を和らげ、特に夫婦の第2子以降の出産に影響すると示唆されていますが、本県の男性は全国平均に比べて就業時間が長く、一方で家事・育児にかかる時間や割合が最も低いという調査結果があります。
- ・ このため、地域における子育て支援や仕事と子育ての両立支援など、次代を担う子どもの成長と子育て家庭を地域や職場など社会全体で支援することが求められています。

■ これからの基本方向

- ・ 子どもの視点に立って、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めます。
- ・ 家庭は子どもを養育する基本の場であり、子育て家庭が楽しさ喜びや充実感を持って子育てできるよう、親への支援や地域における子育て支援のさらなる充実を図ります。
- ・ 子どもの成長と子育てを社会全体で支えるための県民意識の醸成を図ります。
- ・ 母親の育児不安を和らげ、子どもの健やかな育ちにより影響を与える男性の子育て参画を推進するとともに、働きながら子どもを生み育てやすい雇用環境の整備を図り、仕事と子育ての両立を進めます。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
合計特殊出生率全国順位	位	16	H16	15	12	11	7	7	7
つどいの広場数	か所	6	H16	13	14	17	24	27	34
ファミリー・サポート・センター事業実施市町村の割合	%	17.9	H16	27.8	27.8	27.8	33.3	33.3	55.6
一時保育実施保育所数	か所	86	H16	92	124	132	133	133	123
延長保育実施保育所数	か所	131	H16	134	140	149	169	180	181
放課後児童クラブ数	クラブ	165	H16	173	183	210	223	233	254
育児休業制度導入企業の割合	%	68.7	H16	69.1	65.8	71.5	69.3	68.3	74.3

■ 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
合計特殊出生率全国順位	位	16	H16	14	7	(10) <u>5</u>
<u>地域子育て支援拠点数</u>	か所	54	H20	60	59	71
<u>ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数</u>	市町村	6	H16	12	10	18
一時預かり実施保育所数	か所	86	H16	123	123	(131) <u>135</u>
延長保育実施保育所数	か所	131	H16	184	181	200
<u>病児・病後児保育実施施設数</u>	か所	11	H21		13	22
放課後児童クラブ数	クラブ	165	H16	220	254	273
<u>PTAに父親部会がある小・中学校の割合</u>	%	40.1	H22	—	40.1	60
育児休業制度規定企業の割合	%	68.7	H16	75.0	74.3	80.0

②きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

■ 現状と課題

- ・ 県内の児童相談所に寄せられる児童虐待相談件数は、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行された平成12年度の225件から平成21年度には546件と倍増しており、また、平成22年度は児童虐待に対する県民の関心の高まりや相談体制の充実により、上半期だけでも608905件と前年度の約1.7に増加してを上回っています。
- ・ 児童虐待に加え、親の病気や離婚などを背景に、保護者による適切な養育が期待できず、その結果、社会的な支援を必要とする子どもや家庭が増加しています。
- ・ 母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭では、経済的負担だけでなく、母又は父親が就業、家事や子育てを一人で担っていることが多いため、精神的にも肉体的にも負担が大きくなっています。
- ・ 子どもに障がいが疑われても親がそのことを受け入れられなかったり、発達障がいなど気づかれにくい障がいの場合、専門的な機関に繋がらず、学校にうまく適応できないなどの問題が生じる場合があります。

■ これからの基本方向

- ・ 児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで関係機関と連携して切れ目のない総合的で柔軟性のある支援を強化します。
- ・ 様々な事情で親や家族と一緒に暮らせない子どもに、安全で安心して暮らせる環境を提供し、将来の自立を支援します。
- ・ 母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭のそれぞれのニーズにあった子育て・生活支援、就業支援、経済的支援、養育費確保対策を総合的・複合的に展開します。
- ・ 障がいのある子を地域で健やかに育てていけるよう、医療、保健、福祉、教育等の各機関が連携し、障がいの早期発見から早期療育、就学へ円滑に繋げるため、障がいのある子どもと家庭へのきめ細かな支援を推進します。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
児童虐待防止ネットワーク整備市町村の割合	%	32.1	H16	72.2	100	100	100	100	100

■ 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
<u>養育支援家庭訪問事業実施市町村数</u>	市町村	8	H20	—	12	18
<u>地域小規模児童養護施設数</u>	か所	4	H22	—	4	6
<u>里親委託率</u>	%	20.7	H22	—	22.6	25.0
<u>母子家庭就業・自立支援センター登録者の就業実績率</u>	%	45.2	H22	—	45.2	60.0

③安心して子どもを産み育てられる保健・医療の充実

■ 現状と課題

- ・ 近年、低体重児の出生率が高まっていることなどから、安全で安心して妊娠・出産できる体制とともに、母親が安心して子育てができるよう、きめ細かな母子保健施策が求められています。
また、様々な要因により不妊に悩む夫婦が増加していることから、不妊に対する施策の推進が求められています。
- ・ 少子化の進行や業務が激務であることなどにより小児科医が不足するとともに、**大分市や別府市などの都市部に小児科医が偏在していることから、子どもが病気の時にいつでも、どこに住んでいても受診できる小児医療提供体制の整備が課題**となっています。
- ・ **乳幼児期の子どもの心の発達**は、一番身近な養育者の心の状態と密接に関係があり特に母親の多くが抱える育児不安への対策が求められているとともに、**親になる準備期**ともいえる**思春期の子どもたちへの働きかけも必要**です。

■ これからの基本方向

- ・ 母子保健体制の充実や子どもの健康づくりを推進するとともに、不妊への支援や子ども一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
- ・ 安心して子育てができるよう、**必要な時にいつでも、どこに住んでいても適切な医療が受けられる小児医療提供体制の整備を推進**するとともに、安心して子育てができるよう医療費負担の軽減を図ります。
- ・ 母親の育児不安に対する支援や**思春期の保健対策**などを推進します。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
周産期死亡率(出生千対)	人	5.4	H15	3.8	5.2	3.2	5.0	4.6	5.1
小児の重症患者を受け入れる二次救急医療体制が整備された保健医療圏の割合	%	30	H16	60.0	60.0	60.0	66.7	66.7	66.7
育児支援に重点を置いた乳幼児健診を行う市町村の割合	%	13.8	H16	61.1	77.8	61.1	77.8	77.8	77.8

■ 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
周産期死亡率(出生千対)	人	5.4	H15	4.8	5.1	(4.6) <u>3.9</u>
小児の重症患者を受け入れる二次救急医療体制が整備された保健医療圏の割合	%	30	H16	60	66.7	(60) <u>66.7</u>
育児支援に重点を置いた乳幼児健診を行う市町村の割合	%	13.8	H16	67	77.8	100

① 高齢者の生きがいづくりの推進

■ 現状と課題

- ・ 長寿化が進む中で、高齢者が豊かな知識や経験を活かし、**生きがいをもって社会参画し、地域社会の担い手となる**ことが求められています。
- ・ スポーツや文化、ボランティアなどさまざまな社会活動に対する高齢者の参加意欲が高まる中、活動の場や社会貢献の機会づくりが求められています。
- ・ 「団塊の世代」が高齢期を迎える中、これら元気な高齢者が「**第2の現役期**」としていきいきと活躍できる就業支援が必要です。

■ これからの基本方向

- ・ 地域の担い手となる**人材を育成し**、子育てや健康づくり、**伝統・文化**など幅広い分野における**高齢者の社会活動を促進**します。
- ・ 高齢期を豊かに過ごすため、スポーツ・文化・知識・教養等を学ぶ**場の提供を確保し、あわせて地域社会の活性化を促す人材を育成し、機会**の充実を図ります。
- ・ 高齢者が個々のライフスタイルに応じて**働くことのできる仕組みづくり**を国、市町村、関係機関等と連携をして進めます。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
大分県ボランティアセンターの60歳以上登録者数	人	6,503	H16	6,644	9,386	10,111	9,223	12,416	12,710
老人クラブ加入者数	人	116,148	H16	112,168	109,439	106,614	103,523	99,054	95,458

■ 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
<u>60歳以上のボランティアコーディネーター率（県ボランティア・市民活動センター）</u>	%	33	H22	-	33	50
老人クラブ加入率全国順位	位	19	H21	-		15
<u>豊の国ねんりんピック（スポーツ・文化）参加者数</u>	人	5,278	H21	5,350	5,353	5,800

② 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

■ 現状と課題

- ・ 少子高齢化や過疎化、核家族化の進行等により、**一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中**、家庭や地域の支え合い機能が低下するとともに、住民相互の社会的なつながりも希薄化しています。
- ・ 介護保険制度の施行以後、制度利用については広く県民に定着し、この10年間のサービス受給者数は約2倍に伸びており、今後、さらに増加することが見込まれています。
- ・ 認知症の人や重度の要介護者など、日常生活の支援が必要な人が増加しており、こうした高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るための**介護サービス提供体制**や生活支援サービスの充実、**さらに地震等による大規模災害等に備えた対応**が求められています。

■ これからの基本方向

- ・ **高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの切れ目ないサービス提供体制の整備を進め、地域包括ケアシステムの構築を推進します。**
- ・ 介護が必要な高齢者の需要に的確に対応できるよう、在宅サービスの充実や介護保険施設の整備など**介護サービス供給体制の整備**を進めます。
- ・ 認知症の方は、今後高齢化のさらなる進展により、**急速に増加することが見込まれることから、認知症の方と家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう認知症対策を推進します。**

■ 現行指標の推移

新規施策のため無し

■ 目標指標

指 標 名	単位	基準値	年	H22 年度		H27 年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
<u>小規模多機能型居宅介護事業所等</u> <u>(グループホーム等居住系以外の地</u> <u>域密着事業)</u>	か所	20	H21	28	28	50
<u>認知症サポーター数</u>	人	591	H17	21,000	23,087	40,000

*介護サービスの目標指標については、介護保険制度の改正を踏まえ、平成23年度末に策定する「大分県介護保険事業支援計画（第5期）」において定めます。

① 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

■ 現状と課題

- ・ 障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築をめざす「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を送るために必要な生活支援サービスなどのサービス提供基盤の整備を図る必要があります。
- ・ 病院や施設に入所（院）している障がい者が、グループホームなど自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行支援や、相談支援体制の整備など地域で安心して暮らせる体制の整備が求められています。
- ・ 障がい者が生き生きと個性を發揮しながら、生活をより豊かにしていけるよう、文化・交流活動やスポーツなどへ気軽に参加できる環境づくりが求められています。

■ これからの基本方向

- ・ 障がい者が身近な地域で安心して自立した生活が継続して送れるよう、個別の支援ニーズに応じて、居宅介護（ホームヘルプ）など居宅サービスの充実を図るとともに、大分県障がい福祉計画に基づいて、グループホームなどの住まいの場を確保します。グループホームなどについてはアパートや公営住宅の活用も推進します。
- ・ 病院や施設で入所（院）している障がい者が地域で自立した生活にスムーズに移行できるよう、生活訓練や相談支援体制などを整備・充実します。
- ・ 文化活動やスポーツ・レクリエーションの振興を図ることにより、うるおいのある生活や社会参加を推進します。

■ 現状指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
障害者ケアマネジメント従事者養成数	人	583	H16	741	838	938	1,028	1,082	1,150
障害者スポーツの競技人口 (個人競技)	人	1,081	H16	1,405	1,178	1,195	940	1,124	1,133
障害者スポーツの競技人口 (団体競技)	人	348	H16	418	367	494	677	1,049	1,293

■ 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
相談支援従事者養成数 (名称変更)	人	583	H16	1,220	1,150	1,750
<u>各種障がい者スポーツ大会 への延べ参加者数</u>	人	5,098	H22	—	5,098	5,300

② 障がい者の就労促進

■ 現状と課題

- ・ 障がい者が地域で自立して暮らせる社会の実現のため、障がい者の雇用促進が重要です。特に、身体障がい者に比べ、知的障がい者や精神障がい者の雇用が立ち後れており、就業支援の強化が必要です。
- ・ 障がい者の就労支援については、雇成型、非雇成型のいずれも人数は増加していますが、工賃は横ばいで推移しており、これまで以上に、就労継続支援事業所等への支援が必要です。
- ・ 障がい者の就労にあたっては、個々の障がいに応じたきめ細かな対応が必要です。中でも、発達障がい者は、コミュニケーションや社会性などに障がいがあるため、就労にあたっては、特別なアプローチ方法などきめ細かな支援が求められています。

■ これからの基本方向

- ・ 障がい者雇用率を引き上げるため、障がい者雇用の場の拡大、障がい者の職業訓練、福祉的就労から一般就労への移行を促進するための支援等の就労対策を障がいの種類に応じて総合的に取り組みます。
- ・ 障がい者の身近な地域で障がい者が働くことが、地域の理解をより深めることになるため、個別のニーズに合わせ、就業面と生活面を一体的に支援する体制を整備します。
- ・ 福祉の場で働く障がい者の工賃引き上げのため、商品開発や市場開拓等の企業的な経営手法の活用に取り組みます。
- ・ 障がい者が学校卒業後に円滑に就労できるよう、在学中から就労体験を行うなど、教育・福祉・雇用関係機関の連携を強化します。

■ 現行指標の推移

新規施策につき無し

■ 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22 年度		H27 年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
障がい者雇用率全国順位	位	4	H22	—	4	1

*障がい者雇用率の目標については、障害者雇用促進法の改正、国の「障がい者制度改革推進本部」の結果を踏まえて、今後見直しを行う予定です。

① 安心で質の高い医療サービスの充実

■ 現状と課題

- ・ 少子・高齢化の進行や医療技術の進歩などの保健医療を取り巻く環境の変化に対応し、**県民が安心して医療サービスを受けられるよう、質の高い医療提供体制を整備していく必要があります。**
- ・ 新医師臨床研修制度の導入を契機に**全国的に医師不足が深刻化する中**、本県の医療施設数や医師数は、人口10万人当たりで見ると全国水準を上回っていますが、**地域的な偏在が大きく、へき地における医療の確保が求められています。**さらに、救急医療等においては、地域の実情に応じた体系的な救急医療体制の整備、**地震等による大規模災害や事故等に備えた災害医療体制の充実などが求められています。**
- ・ 県病院事業は、18年度から地方公営企業法の全部適用に移行し、「医療の質の向上」と「経営の健全化」を柱とした中期事業計画を策定のうえ実施した経営改善の取組は一定の成果を挙げ、県立病院は19年度に単年度収支が黒字化し、事業全体でも21年度に黒字となりました。今後とも県民医療の基幹病院として高度・専門医療、急性期医療等の診療機能を強化し、併せて政策医療等への取組をさらに進めることが求められています。なお、三重病院は22年10月に公立おがた総合病院と統合しました。

■ これからの基本方向

- ・ 体系的・効率的な医療の提供体制の充実を図るとともに、**医療の安全性の確保**と医療サービスの向上をめざします。
- ・ **医療を必要とする人がいつでも、どこに住んでいても適切な医療サービスを受けられるよう、医師や看護師等の確保、へき地医療の充実や本県独自のドクターヘリの導入など救急・災害医療体制の充実などに努めます。**
- ・ 県立病院はその役割を果たすため、「環境整備」をキーワードとして、①医療サービス、②患者サービス、③施設・設備、④人材確保・育成についてさらなる充実・強化に取り組みます。また、県民に良質な医療を継続して提供できるよう経営基盤の強化に努めます。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
地域医療支援病院数	か所	2	H16	2	4	4	4	6	6
病院機能評価 認定病院数	か所	16	H16	25	34	42	46	50	49
公設へき地診療所への医師の配置率	%	83.3	H17	83.3	83.3	94.0	83.3	83.3	100
県立病院における地域医療機関との連携(紹介率)	%	40.8	H16	41.9	44.9	50.0	51.4	52.0	52.6
県立病院における地域医療機関との連携(逆紹介率)	%	17	H16	22.6	26.1	43.5	62.2	66.4	71.9

■ 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
地域医療支援病院数	か所	2	H16	3	6	10
病院機能評価 認定病院数	か所	16	H16	40	49	(60) <u>50</u>
公設へき地診療所への医師の配置率	%	83.3	H17	94	100	100
<u>大分DMA T指定病院数</u>	か所	14	H19	18	18	20
県立病院における地域医療支援病院の承認要件	紹介率	40.8	H16	60	52.6	(60) <u>60</u>
	逆紹介率	17	H16	30	71.9	(30) <u>70</u>

※地域医療支援病院の承認要件は紹介率 60%、逆紹介率 30%または紹介率 40%、逆紹介率 60%である。

② みんなで進める健康づくりの推進

■ 現状と課題

- ・ 高齢化が進行する中で、がん、心臓病、脳卒中などのいわゆる「生活習慣病」で健康を害する人が増えていることから、県民一人ひとりが生涯にわたり健康で自立して暮らすことができるよう、「健康寿命」を伸ばすことが重要な課題となっています。
- ・ 生活の質を高め、元気で明るい社会を築くためには、疾病の早期発見・治療に留まらず、県民自らが生活習慣の改善などを通じ積極的に健康を増進し、疾病を予防するとともに、地域における健康づくり活動を活発に行うことが求められています。
- ・ 高齢者などが健康で自らの意思に基づき、自立した日常生活を営むためには、認知症や寝たきりなどの要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要介護状態になってもその状態を維持、改善させる取り組みが必要です。
- ・ 失業、倒産等の経済・生活問題や健康問題などを抱えた自殺による死亡者数が高い水準で推移しており、自殺の防止を図り、あわせて自死遺族に対する支援の充実を図ることが重要な課題となっています。

■ これからの基本方向

- ・ 生活習慣を改善して健康を増進し、疾病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を推進するとともに、家庭、地域、学校、職場など社会全体で個人の健康を支える環境づくりを行います。
- ・ 高齢者の生活機能の低下や、要介護となる主な原因である骨折、脳卒中、認知症をできる限り防ぐため、効果的な介護予防対策を推進するとともに、障がい者や高齢者が住み慣れた地域で、安全で生き生きとした生活が送れるよう、医療・保健・福祉などの関係機関や団体等と連携した地域リハビリテーション体制の整備を推進します。
- ・ 自殺を考えている人を一人でも多く救うため、関係機関の幅広い連携によって、社会的要因への取り組み、心の健康づくりの取り組みを推進します。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
基本健康診査受診率	%	53.7	H15	54.4	62.8	52.6	—	—	—
健康寿命(男性)	歳	75.91	H13	76.00	76.30	76.62			
健康寿命(女性)	歳	79.75	H13	79.36	79.60	80.06			

■ 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
健康寿命(男性)	歳	75.91	H13	78.8	76.62(H19)	(80.3) <u>78.25</u>
健康寿命(女性)	歳	79.75	H13	83.2	80.06(H19)	(85.1) <u>81.42</u>
<u>自殺死亡率*</u>	人	24.3	H17	—	22.3	19.9

※自殺死亡率は、人口10万人あたりの自殺者数

①豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

■ 現状と課題

- ・ 経済活動の広がりなどにより、多くの野生動植物が生息・生育の場を失うなど生物多様性の危機が深刻化する中、自然からの恩恵を将来にわたり持続的に享受するには、その保護や野生動植物との共生を図っていく必要があります。
- ・ 自然志向が高まり、多くの人々がハイキング、キャンプ、トレッキングなどを通して自然のフィールドを利用しています。しかし、植物の採取やゴミの放置など自然を傷つける行為も多く見られるため、利用者の自然を守る意識を高める必要があります。
- ・ 農林水産業の担い手不足、農山漁村の過疎化などにより、農地、森林、海浜の有する洪水防止、水源かん養、水質浄化などの多面的機能の維持が困難になっていることから、県民と協働してこれらの維持・保全活動に取り組む必要があります。
- ・ 豊かな自然環境を保全しつつ、快適な生活環境を実現するためには、貴重な景観や自然環境との調和を図りながら、社会基盤を整備していくことが必要です。
- ・ 温泉資源は本県の大きな財産です。しかし、近年、温泉資源の衰退が懸念される地域も見られ、その保護が課題となっています。
- ・ 本県には、日本列島の形成過程を示す貴重な地殻変動の証拠が残るなど、学術的価値が高い地形・地質が多く存在しており、地質遺産としての活用が期待されています。

■ これからの基本方向

- ・ 本県の有する豊かな自然や生物多様性は県民共通の財産であり、その恵みを将来にわたり享受していくため、生物多様性おおいた県戦略により、県民全体で保護・保全していく体制づくりと適正利用を推進します。
- ・ 自然環境の保全・再生などに配慮した環境に負荷の少ない社会資本整備に努めるとともに、農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生を図ります。
- ・ **貴重な資源である温泉の持続可能な利用に向けて、温泉資源の保護・適正利用を推進します。**
- ・ **地質遺産を活用して、地域アイデンティティの一層の形成を図るとともに、青少年などへの科学分野の学習の機会の提供や観光・地域の振興、自然環境の保全に資するため、ジオパークの整備を推進します。**

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値		実績値					
			年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
特に保護が必要な希少野生動植物の指定数	種	—	—	—	11	13	15	17	17
環境保全活動を行うNPO法人数	法人	76	H16	115	144	162	179	193	206
利用者に分かりやすい温泉表示認証件数	件	—	—	93	215	231	233	221	223
1人あたりの都市公園面積	m ²	10.8	H16	11.1	11.2	11.5	11.8	12.6	12.7
中山間地域の集落活動(集落協定締結面積割合)	%	75.0	H16	73.7	76.7	78.5	79.4	79.3	78.1
漁場再生面積	ha	—	—	3,353	7,024	11,952	12,518	13,831	14,917

■ 目標指標

指標名	単位	基準値		H22年度		H27年度
			年度	目標値	実績値(見込)	目標値
特に保護が必要な希少野生動植物の指定数	種	—	—	15	17	20
<u>大分県自然公園指導員の委嘱数</u>	人	56	H16	—	62	68
<u>モニタリングを行う源泉数</u>	箇所	9	H16	—	12	16
1人あたりの都市公園等面積	m ²	10.8	H16	12	12.7	13
中山間地域の集落活動(集落協定締結面積割合)	%	75.0	H16	80.0	78.1	85.0
漁場再生面積	ha	—	—	11,000	14,917	19,000

②循環を基調とする地域社会の構築

■ 現状と課題

- ・ 地域社会が一体となって、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rに沿った**廃棄物の減量化・再資源化を推進し、「循環型社会」への移行を進める必要があります。**
- ・ 不法投棄などの廃棄物の不適正処理は減少傾向にあるものの、依然として後を絶たない状況にあるため、更なる取り組みを行うとともに、産業廃棄物処理施設の設置に関しては、周辺住民の不安を除く必要があります。
- ・ 農林水産業の副産物などのバイオマス資源は、堆肥や飼料としての利用促進だけではなく、燃焼によるエネルギー利用など、新たな利活用を進めていく必要があります。
- ・ ダイオキシン類、アスベスト及び微小粒子状物質などの化学物質が、人体や生態系に有害な影響を及ぼすことが懸念されており、環境監視体制の強化が求められています。
- ・ 本県の豊かな水源と良好な水質を将来にわたって保全していくためには、人と水の関わりを治水、利水、環境の3つの側面から総合的にとらえていく必要があります。

■ これからの基本方向

- ・ 資源やエネルギーの効率的・循環的な利用を進め、「3Rの推進」と「適正処理の推進」を基本として、環境に与える負荷を極力抑えた循環型社会づくりを目指します。
- ・ 健全な大気・水循環機能の維持・向上に努めるとともに、人体や生態系に有害な影響を及ぼすことが懸念されている化学物質などの環境監視体制の強化を推進します。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
県民1人あたりのごみ排出量	g/日	1,116	H15	1,039	1,059	995	951	937	(948)
一般廃棄物リサイクル率	%	16.7	H15	18.5	18.2	21.2	20.6	20.6	(21.3)
産業廃棄物リサイクル率 (動物のふん尿及び鉢さいを除く)	%	31	H12	53.0	53.0	53.0	53.0	55.6	(54.7)
水質環境基準(BOD、COD)達成率	%	86	H15	90.5	87.7	90.9	86.4	95.3	
生活排水処理率	%	58.6	H16	60.8	62.0	63.4	64.6	66.1	67.2

■ 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
県民1人あたりのごみ排出量	g/年	1,116	H15	1,066 以下	(948)	(1,041) <u>876</u> 以下
一般廃棄物リサイクル率	%	16.7	H15	19以上	(21.3)	(22) <u>23.4</u> 以上
<u>大分県リサイクル認定製品地方公共 団体利用件数</u>	件	7	H16	—	399	500
産業廃棄物リサイクル率 (動物のふん尿及び鉢さいを除く)	%	31	H12	40以上	(54.7)	(43以上) <u>55.1</u> 以上
<u>光化学オキシダント環境基準達成時 間率</u>	%	95.2	H16	97	(92.8)	98.0
水質環境基準(BOD、COD)達成率	%	86	H15	95	93.9	(100) <u>98.0</u>
生活排水処理率	%	58.6	H16	67	67.2	(90) <u>73.1</u>

③地球環境問題への取り組みの推進

■ 現状と課題

- ・ 地球温暖化により、異常気象の頻発や自然生態系、農林水産業への影響が、今後一層深刻化してくることが懸念されているため、世界共通の喫緊の課題である地球温暖化防止に向けて、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減による低炭素社会づくりに取り組む必要があります。
- ・ 日本の温室効果ガス総排出量は、京都議定書の基準年（原則一平成2年度）に比べ平成20年度で1.6%増加、二酸化炭素排出量は6.1%増加しています。
- ・ 大分県の二酸化炭素排出量は、大分県地球温暖化対策地域推進計画の基準年（平成14年度）に比べ平成20年度は、家庭部門が1.9%増加、業務部門が4.6%増加、運輸部門が5.5%増加しています。
- ・ 地球温暖化防止のため、県民、事業者及び行政が連携して、**温室効果ガスの排出源対策やエコエネルギーの導入促進**、二酸化炭素の吸収源としての森林保全などに取り組む必要があります。

■ これからの基本方向

- ・ 省エネ設備の導入促進や省エネ行動の普及促進など、主に家庭部門、業務部門、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制対策を推進します。
- ・ **太陽光発電をはじめとした地域の特性に応じたエコエネルギーの導入を促進します。**
- ・ 温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の吸収源ともなる森林を県民全体で守り育てていく気運を醸成するとともに、森林の適正な管理・保全に努めます。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値		実績値					
		年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22
エコエネルギーによる化石燃料代替効果	万 kl	65.6	H16	67.8	70.2	70.2	77.6	77.7	
森林ボランティア活動への参加者数	人/年	6,848	H16	7,975	9,361	9,511	9,734	12,567	12,608
育成複層林面積(民有林)	ha	623	H16	1,256	2,413	3,905	5,454	6,949	8,473
フロンなどの回収率(カーエアコン)	%	41	H15	48.1	49.1	49.4	51.0	47.5	43.5

■ 目標指標

指標名	単位	基準値		H22 年度		H27 年度
		年		目標値	実績値(見込)	目標値
二酸化炭素排出量(家庭、業務、運輸部門合計)	千 t-CO2	5,329	H14	—		5,233
太陽光発電等エコエネルギー導入量	万 kl	48.4	H16	—	58.2	63.7
森林ボランティア活動への参加者数	人/年	6,848	H16	9,500	12,608	(11,500) 12,000
育成複層林面積	ha	623	H16	10,000	8,473	20,000

④すべての主体が参加する地域社会の形成

■ 現状と課題

- ・ 本県は豊かな自然に恵まれ、それらがはぐくんだ山の幸、海の幸にも恵まれています。こうした豊かな恵みを県民が将来においても享受するため、美しく快適な環境を守り、さらに磨きをかけるための環境保全活動に取り組むなど、県民総参加による「ごみゼロおおいた作戦」が展開されています。
- ・ 地域をとりまく環境特性や社会状況が変化する中で、これまでの個々の自発的な環境保全活動に加え、持続可能な循環型社会や低炭素社会の実現を目指して、地域における様々な分野の連携や活動の面的広がりを進めるなど、「ごみゼロおおいた作戦」の拡充を図る必要があります。
- ・ 私たちの生活を環境に配慮したものにしていくためには、人と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に対して責任ある行動をとる必要があります、環境教育・学習の役割がますます重要なものとなっています。

■ これからの基本方向

- ・ 県民総参加による「ごみゼロおおいた作戦」を展開し、地域での環境美化活動やマイバッグ運動など環境保全活動のさらなる参加の促進を図るとともに、家庭や事業所における省資源・省エネルギー型ライフスタイル・ワークスタイルへの転換を推進します。
- ・ 地域の住民、事業者、行政、NPOなど多様な主体が協働し、地域の環境保全や省資源・省エネルギー活動促進を図るため、環境をテーマとしたまちづくりを推進します。
- ・ 環境に関する知識の取得や理解にとどまらず、自ら進んで環境保全に取り組む人材をはぐくむため、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において環境教育・学習を推進します。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
県民一斉ごみゼロ大行動への参加延人数	人/年	117,419	H16	233,190	238,215	254,383	265,131	239,239	262,941
夏の夜の大作戦(キャンドルナイト)への参加施設数	施設/年	475	H16	1,154	1,678	2,136	2,385	2,578	2,636
環境教育アドバイザー派遣団体数注)	団体/年	36	H16	57	61	52	55	83	71

■ 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
<u>環境美化活動参加者数</u>	人/年	117,419	H16	—	262,941	400,000
夏の夜の大作戦(キャンドルナイト)への参加施設数	施設	475	H16	1500	2,636	(2,000) <u>2,800</u>
<u>レジ袋削減枚数</u>	万枚	7,855	H21	—	9,172	9,780
環境教育アドバイザー派遣団体数	団体/年	36	H16	70	71	(90) <u>100</u>

① 犯罪に強い地域社会の形成

■ 現状と課題

- ・ 県民と一体となった犯罪抑止対策の推進により、刑法犯認知件数は平成15年をピークに減少傾向に転じているが、殺人・強盗などの凶悪事件や身近な知能犯罪等の発生が後を絶たないほか、潜在化する暴力団や犯罪のグローバル化の進展、さらには、国際テロ、サイバー犯罪などの新たな脅威が生じており、厳しい犯罪情勢に的確に対応することが求められています。
- ・ 都市化の進展などにともない、地域の連帯感が希薄化し、地域社会に従来から内在していた犯罪抑止機能が低下しているとの指摘もあります。犯罪を抑止するためには、地域社会の犯罪抑止機能を回復させることが重要です。
- ・ 学校や通学路等で子どもが被害者となる犯罪が発生していることから、地域や関係団体と連携して子どもの安全確保に取り組む必要があります。
- ・ 犯罪の被害者は、その直接的な被害だけではなく、精神的、経済的にも多くの被害を受けており、被害の回復・軽減、被害者の安全確保とともに、精神的、経済的支援が求められています。

■ これからの基本方向

- ・ 県民一人一人が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、県と県民、事業所が一体となった地域安全活動を展開します。（「大分県安全・安心まちづくり条例」）
- ・ 巧妙化・広域化・多様化する犯罪に迅速・的確に対応する警察体制の強化を図り、県民を犯罪から守る警察活動を推進します。
- ・ 県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、県と県民、事業所が一体となり、地域社会から暴力団を排除することを推進します。（「大分県暴力団排除条例」）
- ・ 犯罪被害者等が受けた精神的・経済的被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むための支援活動を推進します。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
刑法犯認知件数	件/年	15,482	H16	13,035	11,823	11,567	9,840	9,495	8,691

■ 目標指標

指標名	単位	基準値	年度	H22年度(年)		H27年度(年)
				目標値	実績値(見込)	目標値
刑法犯認知件数	件/年	15,482	H16	13,500以下	8,691	(12,000以下) <u>8,000以下</u>

②安全で快適な交通社会の実現

■ 現状と課題

- ・ 交通環境の著しい変化や高齢化の進行などにもない、高齢者が当事者となる交通死亡事故が高い割合で発生しています。また、**運転者及び歩行者が基本的な交通ルールを遵守しないことによる死亡事故が多発しているほか、交通事故発生件数及び負傷者数は依然として高い水準にあることから、さらなる交通安全対策の推進が必要です。**

■ これからの基本方向

- ・ 安全で安心な人にやさしい交通社会を形成するため、**関係機関・団体と連携してライフステージに対応した体系的な交通安全教育を充実するとともに、地域の自主的な交通安全活動を推進します。**
- ・ 飲酒運転のない安全で安心して暮らすことができる県民生活の実現に向けて、県、県民及び事業者が一体となって飲酒運転根絶活動を推進します。(大分県飲酒運転根絶に関する条例)
- ・ 人と車が共生できる快適な交通社会の実現をめざし、交通事故を抑制するための交通環境を整備します。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
交通事故死者数	人/年	84	H16	86	62	59	77	52	65
交通事故負傷者数	人/年	10,412	H16	10,223	10,066	9,646	9,153	8,660	8,241
小学校が指定する通学路における歩道整備率(市町村道を除く)	%	50.6	H16	51.7	53.8	55.0	56.0	56.4	56.0

■ 目標指標

指標名	単位	基準値	年度	H22年度(年)		H27年度(年)
				目標値	実績値(見込)	目標値
交通事故死者数	人/年	84	H16	80 以下	65	(80以下の定着化) <u>45以下</u>
交通事故負傷者数	人/年	10,412	H16	10,000 以下	8,241	(10,000以下の定着化) <u>6,455以下</u>
<u>県管理道における法指定通学路の歩道整備率</u>	%	64	H20	—	66.4	72

③食の安全・安心の確保

■ 現状と課題

- ・ 食品偽装表示事件の続発や食品添加物の使用などによる食に関する不安や不信を払拭するため、食の安全・安心の確保を図る取り組みの強化が不可欠です。
- ・ 消費者に安全・安心な農林水産物を提供するためには、生産・製造・加工・流通・販売の各段階でのリスクをチェックするとともに、生産履歴情報の開示など、生産者の顔が見える流通システムの構築が必要です。
- ・ 食品に起因する健康被害の防止のため、事案発生時の迅速な情報の収集・提供とともに、食品関連事業者に対する監視・検査体制の整備や事業者の自主衛生管理体制の強化が必要です。

■ これからの基本方向

- ・ 食の安全確保のための施策を計画的に実施するとともに、**生産から消費にいたる各段階において県民の参画を推進します。**
- ・ 安全・安心な農林水産物の生産を推進するとともに、その**履歴が追跡できる生産・流通システムを構築します。**
- ・ 食品関連事業者などに対する監視を強化するとともに、より安全性の高い衛生管理手法の導入を促進します。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値		実績値					
		年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22
食のリスクコミュニケーションの開催回数	回/年	11	H16	37	48	54	45	88	53
食中毒発生件数 (直近3年間の平均)	件/年	7	H16	8.3	9.6	10.3	9.0	7.0	7.3
認証されたe-na おおいた農産物の栽培面積	ha	—	—	4.3	1,276	1,702	1,795	1,948	1,909

■ 目標指標

指標名	単位	基準値		H22年度		H27年度
		年		目標値	実績値(見込)	目標値
食のリスクコミュニケーションの開催回数	回/年	11	H16	42	53	60
認証されたe-na おおいた農産物の栽培面積	ha	4.3	H17	4,500	1,909	8,000
食中毒発生件数(直近3年間の平均)	件/年	7	H16	7	7.3	7

④消費生活の安心や生活衛生の向上

■ 現状と課題

- ・ 商品やサービスなどによる事故や健康被害が発生しており、安全性を確保するため、事故情報の迅速な収集、消費者への注意喚起等、消費者被害の発生・拡大を防止する取り組みが求められています。
- ・ 高齢者世帯を狙った悪質商法やインターネット取引によるトラブル、メール・携帯電話による不当請求など、消費者トラブルは複雑、多様化、深刻化しており、事業者に対する監視指導の強化をはじめ、相談体制の整備・充実や消費者教育・啓発の充実が求められています。
- ・ 入浴施設や理美容所などの生活衛生関係施設の営業形態は多様化しており、新たな健康被害や苦情、感染症に対する迅速で的確な対応が求められています。
- ・ ペットを家族の一員とする家庭が増加していることから、動物愛護精神を育むとともに、適正飼育の啓発や動物から人に感染する動物由来感染症対策など動物愛護に関する総合的な施策の推進が求められています。

■ これからの基本方向

- ・ 消費者の権利の尊重とその自立を支援するとともに、公正な消費者取引や安全・安心な商品・サービスなどの提供の確保を推進します。
- ・ 市町村をはじめ消費者団体など関係機関との連携・協働により、地域に根ざした消費者主体の取り組みを推進します。
- ・ 県民生活に密着した生活衛生関係施設を安心して利用できるよう衛生水準の向上に努めます。
- ・ 人と動物が愛情豊かに安心して暮らせるために、動物愛護や飼育マナー向上の啓発と災害に備えた動物救護の取り組みを推進します。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
消費者行政担当専任職員を配置した市町村の割合	%	10.7	H16	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7
消費生活相談窓口の相談員を配置した市町村の割合	%	3.6	H16	16.7	27.8	38.9	66.6	94.4	94.4

■ 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
<u>消費生活センターを設置する市町村の割合</u>	%	3.6	H16	—	5.6	77.8
<u>犬・ねこ殺処分頭数</u>	頭	5,327	H18	—	3,554	3,144

⑤食育を通じた人づくり・地域づくり

■ 現状と課題

- ・ 県民が健全な食生活を実現するとともに、地域社会の活性化、豊かな食文化の発展、環境と調和のとれた生産や消費を推進するため、食育のさらなる取り組みが求められています。
- ・ ライフスタイルの変化により孤食化が進む中、食事マナーを習得する機会が減少していることから、家族や友人と会話を楽しみながら食卓での作法や行儀を学ぶ機会を増やす必要があります。
- ・ 毎日きちんと朝食を取ることなど子どもたちに望ましい食習慣と自己管理能力を身につけさせるとともに、地場産物を活用した学校給食や様々な体験活動を通して「食の大切さ」や「感謝の気持ち」を醸成するため、学校、家庭、地域が連携した食育の推進が必要です。

■ これからの基本方向

- ・ 食育を県民運動として普及・定着させるため、県民に分かりやすい啓発と実践しやすい環境づくりのための「食育の見える化」に取り組みます。
- ・ 食事マナーの習得、次世代へ残したい食文化の継承などの場として、産官学が連携し、家族や友人などとともに楽しく食卓を囲む運動を推進します。
- ・ 健やかな食生活を実現できる県民を育成するため、妊娠期や乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた切れ目のない食育を推進します。とりわけ、学童・思春期にある子ども達に対しては、**家庭や地域と連携し、学校教育活動全体を通じた食に関する指導を推進**します。
- ・ 農林水産業について県民の関心や理解を促進するとともに、**本県の恵まれた食材を使った地域の食・伝統料理など食文化の伝承・発展**に取り組みます。
- ・ **県内で生産された農林水産物を県内で愛用する地産地消を県民運動として展開するとともに、生産者と消費者との交流促進や食文化の伝承・発展**に取り組みます。

■ 現行指標の推移

新規施策につき無し

■ 目標指標

指 標 名	単 位	基準値	年	H22 年度		H27 年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
<u>食育に取り組んでいる団体・企業等数</u>	団体・企業	23	H22	—	23	72
<u>朝食を毎日食べるようにしている児童・生徒の割合(小5)</u>	%/年	90.6	H18	—	95.5	98.0
<u>地産地消キャンペーン参加団体・店舗数</u>	団体・店舗数	314	H21	—	302	350
<u>「健康応援団」登録店舗</u>	店舗数	281	H21	—	247	400

①人権を尊重する社会づくりの推進

■ 現状と課題

- ・ 同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療をめぐる問題など、さまざまな人権問題がある中で、人権に関する県民意識調査（平成20年実施）では、人権問題について関心があるとする人は54.6%にとどまり、一人ひとりの人権が尊重される社会の確立に向けて、人権教育・啓発を推進することが求められています。
- ・ インターネット上での誹謗中傷や差別表現の流布、セクシュアル・マイノリティーの人権問題など、新たな人権問題に対応することが求められています。
- ・ 日本固有の人権問題である同和問題は、解決の方向に進みつつありますが、未だ、結婚における差別や差別落書きなどの問題があり、引き続き解決に向けた粘り強い努力が必要です。

■ これからの基本方向

- ・ 「自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会」、「差別や不合理な較差の解消に取り組む社会」、及び「一人ひとりの多様な生き方を共に支え合う社会」を実現することを基本理念として、人権尊重の行政を進めます。
- ・ 人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、人権問題に関する相談、当事者・関係者の支援や権利擁護など様々な人権施策を総合的に進めます。
- ・ 同和問題を人権問題の重要な柱として取り組みます。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値		実績値					
		年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22
人権問題講演会・研修会・学習会などへの参加経験者の割合	%	45	H15	45	45	45	55.6	55.6	55.6
人権教育推進のファシリテーター養成数	人	30	H16	77	77	88	88	118	126
体験的参加型学習を実施した学校の割合	%	79	H16	78.4	79.0	84.0	83.0	90.0	95.0

■ 目標指標

指標名	単位	基準値		H22 年度		H27 年度
		年		目標値	実績値(見込)	目標値
人権問題講演会・研修会・学習会などへの参加経験者の割合	%	45	H15	48	55.6	(50) <u>64</u>
人権教育推進のファシリテーター養成数	人	30	H16	114	126	168
<u>体験的参加型学習を受講した児童生徒の割合</u>	%	<u>80.8</u>	<u>H22</u>	—	<u>80.8</u>	<u>100</u>

②男女共同参画社会の実現

■ 現状と課題

- ・ 性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度・慣行が、依然として根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害する要因になっています。このため、男女共同参画の視点に立った意識改革や社会制度・慣行の見直しが求められています。
- ・ 夫やパートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力が女性の人権を侵害する社会問題となっており、暴力の根絶と男女の人権尊重に向けた早急な取り組みが必要です。
- ・ 女性が仕事や地域活動を行うための環境が十分整っていないため、出産、育児、介護などを契機に離職するなど、女性の社会進出には困難が伴います。このため、女性と男性がともに社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に参画し、ともに社会を支えていく環境づくりが求められています。

■ これからの基本方向

- ・ 男女がともに、社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野に参画する機会が確保され、その能力を十分に発揮できる社会を実現するため、固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させる取り組みを進めます。
- ・ 女性に対する暴力を根絶するため、暴力を容認しない意識を広く社会に浸透させるとともに、相談などの被害者支援体制を充実し、男女それぞれの人権を守る環境づくりを進めます。
- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女の仕事と生活の調和の実現や30歳代女性の就業率が落ち込むいわゆる「M字カーブ問題」の解消を目指して、家庭、地域、職場などあらゆる場における男女共同参画を実現するための環境整備を進めます。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	%	43.7	H16	43.7	43.7	43.7	43.7	45.3	45.3
管理的職業従事者に占める女性の割合	%	3.9	H12	3.9	3.9	4.8	4.8	4.8	4.8
認定農業者における家族経営協定締結割合	%	23.4	H16	23.6	24.2	25.0	25.2	26.0	26.5
男女共同参画計画を策定した市町村の割合	%	35.7	H16	55.6	61.1	66.7	72.2	77.8	83.3

■ 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	%	43.7	H16	49	45.3	(54) <u>65</u>
<u>DV被害を何度も受けた人のうち相談した人の割合</u>	%	28.5	H21	-	28.5	50
<u>女性委員の割合が40%以上の県の審議会等の割合</u>	%	42.6	H21	-	47.9	50
管理的職業従事者に占める女性の割合	%	3.9	H12	6	4.8	7
<u>30～34歳女性の就業率</u>	%	57.6	H14	-	64.0	72.4

①地域で共に支え合うまちづくり

■ 現状と課題

- ・ 人口の減少、高齢化の進行等によって、**人間関係の希薄化やコミュニティ機能の低下に加え**、福祉、介護ニーズが増大するとともに、バス路線の廃止・縮小、商店の廃業や診療所の閉鎖などによりこれまで地域の生活を支えてきた基礎的な生活サービスの利用が困難な状況が生じています。
- ・ 年齢や障がいの有無にかかわらず、地域における全ての人々が安心して快適に生活を営めるようにする社会（ユニバーサル社会）にするためには、行政だけでなくNPO法人、ボランティア、企業などが、コミュニティ組織と連携・協働して、地域ぐるみで住民同士が支え合うことが重要です。
- ・ そのため、**地域ぐるみで支え合いを担う、質の高い福祉、介護、NPO、ボランティアなどの人材の育成と**、その安定的な確保・定着が、これまで以上に求められています。

■ これからの基本方向

- ・ 行政、NPO、ボランティアなどによるサポートや、世代間交流・協力を含めた地域住民同士の支え合いにより、誰もが住み慣れた地域で自立し、生き生きと暮らせるまちづくりを推進します。
- ・ 地域ぐるみで支え合いを担う質の高い人材の育成と、その安定的な確保・定着を推進します。
- ・ ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサル社会の構築に向け、県民誰もが互いに尊重され、思いやる意識の醸成とそれを実践できる環境づくりに取り組めます。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
見守りなどの小地域ネットワーク組織が設置された自治会数	団体	1,461	H16	1,557	1,514	1,579	1,630	1,946	2,121
公共的施設などで車いす使用者が利用できるトイレの設置割合	%	42.1	H15	42.2	42	44.2	48.6	49.4	49.5
ボランティア登録者数	人	40,833	H16	41,720	42,026	44,276	45,673	38,952	38,388
バリアフリー化された県営住宅の割合	%	11.2	H16	12.1	13.0	14.1	15.7	17.0	17.5
社会福祉士の登録者数	人	742	H16	868	1,009	1,150	1,310	1,531	1,650
介護福祉士の登録者数	人	5,723	H16	6,389	7,396	8,483	9,550	10,443	11,405
大型リフト付きタクシーの整備台数	台	28	H16	32	34	39	41	45	50
福祉・保健・医療分野のNPO法人数	法人	113	H16	159	201	227	236	252	271

■ 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
見守りなどの小地域ネットワーク組織が設置された自治会数	団体	1,461	H16	1,900	2,121	(2,300) <u>2,870</u>
公共的施設などで車いす使用者が利用できるトイレの設置割合	%	42.1	H15	50	49.5	60
<u>ボランティアコーディネート率</u> <u>(県ボランティア・市民活動センター)</u>	%	39.3	H22	—	39.3	50.0
バリアフリー化された県営住宅の割合	%	11.2	H16	16	17.5	22.0
社会福祉士の登録者数	人	742	H16	1,250	1,650	(1,700) <u>2,400</u>
介護福祉士の登録者数	人	5,723	H16	9,600	11,405	(12,800) <u>16,400</u>
<u>あったか・はーと駐車場※協力施設数</u>	施設数	0	H22	—	0	1,000

※県が交付した利用証を所持する障がい者や高齢者等歩行が困難な方が利用できる車いすマーク駐車場

② 小規模集落の維持・活性化

■ 現状と課題

- ・ 著しい人口減少や高齢化によって、道路の草刈りをはじめ共同作業が困難となるなど、集落機能が低下し、日用品の購入や通院などの日常生活への支障が生じるなど、いわゆる小規模集落の課題が顕在化しています。
- ・ 鳥獣被害や耕作放棄地の増大、災害の発生、生活道路の維持管理、集落外への交通手段の確保などが小規模集落の抱える問題となっています。加えて、森林など水源地の保水力の低下により水源が枯渇したり、高齢化に伴う浄水・給水設備の定期点検や補修ができなくなるなど生活に不可欠な飲料水の確保が困難となる事態も生じています。
- ・ 小規模集落が抱える課題は、市町村による主体的な取組が基本ですが、将来を見据えて、コミュニティの維持活性化にはどのような対策が有効か、あるいはどのような対策を講じるべきかなどを、検証しながら、国、県、市町村が連携して取り組む必要があります。

■ これからの基本方向

- ・ 地域のコミュニティを維持し居住の場を確保するための小規模集落対策を地域のコミュニティを維持し居住の場を確保するため、また、地域特性を活かした活性化を図るための小規模集落対策を、市町村と協働して現場に密着して実施するほか、維持・活性化優良事例を広く紹介します。
- ・ 小規模集落の水道施設については、地域が市町村の支援を受けながら自ら維持・管理できるよう、小規模集落特有の課題の解決を図り、安全・安心な飲料水の普及促進を目指します。

■ 現行指標の推移

新規施策のため無し

■ 目標指標

指 標 名	単位	基準値	年度	H22 年度（年）		H27 年度（年）
				目標値	実績値（見込）	目標値
<u>小規模集落応援隊の活動回数</u>	回	35	H21	—	79	106

①災害に強い県土づくりの推進

■ 現状と課題

- ・ 県下には多くの活断層が分布しており、直下型地震の発生も否定できないことや、近い将来には東南海・南海地震の発生とこれにともなう津波被害も懸念されています。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえた防災対策と防災体制の構築が急務となっています。
- ・ 本県の地形・地質などの要因に加え、近年は突発的な豪雨が多発し、浸水被害や土砂災害などが発生していることから、その対策を講じていく必要があります。
- ・ 過疎化や少子・高齢化の進行により消防団員が減少し、地域の消防力の低下が危惧され、特にサラリーマン団員が増加したため、昼間の消防力の低下が懸念されています。また、消火・救急・救助業務などに対する住民のニーズの高まりや複雑多様化する災害に的確に対応していくため、消防体制の充実強化が求められています。

■ これからの基本方向

- ・ 自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の精神の浸透を図り、行政などによる「公助」との役割分担のもと、防災行政を総合的かつ計画的に推進する「地域防災計画」に基づき、「日常防災」の視点を踏まえた備えにより災害の被害を少なくする減災社会づくりを推進します。
- ・ 地震による津波発生時に、県民が迅速・的確な避難の判断ができるよう地域防災計画を見直し、海拔表示板等の設置や、避難場所などの情報が掲載されている津波ハザードマップの作成など防災面でのソフト対策を推進します。
- ・ 様々な災害への適切な対応ができる防災教育・訓練を実施するとともに、防災情報についても幅広く機会を捉えて広報媒体等により普及・啓発を推進していきます。
- ・ 治山・治水事業や都市防災対策をハード・ソフトの両面から推進するとともに、今後、公共施設の老朽化により、維持補修・更新費用が必要となるため、効率的・効果的な維持管理を推進します。
- ・ 消防力の強化と併せて、消防機関と医療機関との連携などによる救急・救助体制の充実に努めるとともに、消防救急無線のデジタル化やブロック化による広域再編など常備消防の効率化と機能の高度化を図ります。

■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
土砂災害から保全される戸数	戸	22,281	H16	22,881	23,399	24,057	24,348	25,258	25,501
自主防災組織率	%	72.3	H16	73.7	76.5	79.46	79.5	90.1	90.1
応急危険度判定士の登録者数	人	720	H16	800	820	796	779	743	719

■ 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22 年度		H27 年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
<u>自主防災組織活動実施率</u>	%	41.8	H16	—	39.6	100
<u>県民安全・安心メールの登録者数</u>	人	4,825	H21	30,000	10,254	30,000
土砂災害から保全される戸数	戸	22,281	H16	25,400	25,501	26,800
<u>機能別消防団員数</u>	人	40	H19	200	221	321
<u>緊急輸送道路における橋梁耐震補強率</u>	%	26	H16	—	48	90

②感染症・伝染病対策の確立

■ 現状と課題

- ・ 平成21年4月に発生した新型インフルエンザは弱毒性でしたが、強毒性の新型インフルエンザの発生は依然として危惧されています。また、腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）や結核などが依然として発生しているほか、国際的な人やモノの動きの活発化にともないマラリアなど輸入感染症の発生も懸念されています。一方で大規模災害発生時における避難所での集団感染対策等も喫緊の課題であり、感染症に対する迅速かつ適切な対応が求められています。
- ・ 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が世界的な流行を見せていることから、飼養管理基準遵守の徹底や初動防疫体制の整備により、家畜伝染病のまん延防止が求められています。
- ・ 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等強毒性の家畜伝染病発生により、発生農家・従業員は健康不安や経済的損失に伴う精神的なストレスを感じるとともに、緊急を要する家畜の殺処分や畜舎等の消毒は、深夜・早朝に及ぶなど過酷な作業となっています。
- ・ 家庭や学校、ペットショップ、動物園などで飼育されている動物の感染防止対策が求められています。

■ これからの基本方向

- ・ 感染症の発生予防やまん延防止のため、発生動向の収集・分析とともに、県民や医療機関への速やかな情報提供と予防接種の推進や適切な医療の確保に努めます。
- ・ **家畜伝染病の発生予防を徹底するとともに、まん延を防止し、畜産物の安定供給を図ります。**
- ・ 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ発生後は、農家家族や従業員の精神的ケアも含めた健康面での支援に努めるとともに、殺処分等を行う防疫作業従事者が安全に作業できるよう適切な感染防止対策と健康管理対策を徹底します。
- ・ 感染防止、感染拡大防止のため、**家庭や学校などで飼育されている動物の飼養衛生管理の徹底**及び異常時の早期発見・通報体制の確立に取り組みます。

■ 現行指標の推移

新規施策につき無し

■ 目標指標

指 標 名	単位	現状値	年	H22 年度		H27 年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
<u>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄率</u>	%	45.0	H21	45.0	45.0	45.0